

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	国リハ機能訓練棟西（24）エレベーター設備改修その他工事	
工事種別	機械設備工事	
工事場所(都県)	埼玉県	
工事場所(市区町村)	所沢市並木4-1	
工事概要	敷地面積 約225,180m ² 1. 建物 1) 機能訓練棟西 構 造：鉄筋コンクリート造地上4階建 建築面積：約1,610m ² 延べ面積：約5,340m ² 用 途：その他の施設 工事内容：エレベーター設備改修、撤去工事、建築改修、電気設備改修、機械設備改修	
担当事務所	東京第一営繕事務所	
公示日／期限日／開札日	R6.7.19 / R6.8.2 / R6.9.13	
工 期	全体工期：契約締結の翌日から令和8年2月27日まで 余裕期間制度（フレックス方式）	
入札契約方式／落札方式	公募型指名競争入札／総合評価落札方式（企業実績評価型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	機械設備工事
	本工事における設備の工場製作に係る設計、工程管理、検査・試験に関する体制の証明	本工事における設備の工場製作に係る設計、工程管理、検査・試験に関する体制を証明できること。
	企業の施工実績等	平成21年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 （ア）エレベーター設備のシステム一式（機器等の施工を含むものに限る。）の更新または新設工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。施工実績を2件申請した場合、1件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）の施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

「国リハ機能訓練棟西(24)エレベーター設備改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市並木4-1）において、エレベーター設備の改修を行う工事です。

(1) 主な工事内容

- ・ 既設エレベーター（寝台用20人乗り機械室ありエレベーター）2基の撤去を行います。
- ・ 新設エレベーター（寝台用20人乗り機械室ありエレベーター）2基の新設を行います。
- ・ 電気設備工事は、エレベーター設備の更新に係る動力配線の撤去新設を行います。
- ・ 建築工事は、エレベーター設備の更新に伴う、エレベーター機械室床壁及びエレベーターホール仕上げ等の撤去新設を行います。

(2) 施工時期、施工条件

- ・ 作業時間、入退場時間等については、現場説明書を参照してください。
- ・ その他の仮設、養生及び作業範囲については「仮設備等計画図」（K-01～K-03図）、作業時間については現場説明書を参照してください。

(3) その他留意点

- ・ 2基のうち、どちらか1基は運転できるように工程調整を行い、同時施工は行わないこととします。
- ・ エレベーターの使用停止期間は1基あたり3.5ヶ月を見込んでいます。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・ 法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・ 発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3) 施工条件等の円滑な協議

- ・ 契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）

(4) 工事関係図書等の効率化

- ・ 本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5) 週休2日促進工事の適用

- ・ 本工事は、受注者が発注者へ月単位の週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

(6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・ 本工事は、余裕期間（フレックス方式）を設定しています。
- ・ 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。

(7) 適切な工期の確保について

- ・ 本工事においては、資機材及び機器等（以下、「機器等」という。）について、標準的な納期を元にした工期としています。昨今の機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成できない等、工期の延期等についての申し出等があった場合には、適切に協議に応じ、工事の一時中止等の適切な措置、及び状況に応じて必要な契約変更を実施します。